令和６年度　西区連会７月定例会資料

１　行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

［自治会・町内会長へのお知らせ・報告］

１　戸部警察署管内犯罪等概況について

〔お知らせ〕

（戸部警察署）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題１の資料参照） |  |
| 　　 |
|  |

２　西区内の火災・救急概況について

〔お知らせ〕

（西消防署）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題２の資料参照） | 　　 |
| 　　 |
|  |

３　考える予防救急について

 　　 　　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （西消防署） |
| （議題３の資料参照） |  |
| 令和５年の市内救急件数は、25万件を超え過去最多になりました。ここ10年で救急隊は64隊から85隊に増えましたが、救急需要の増加等により、平均到着時間は２分延伸（8.8分）、不搬送件数は、2.2倍（約５万件）となっています。そこで、けがなどを未然に防止する「予防救急の取組」と「救急車の適正利用」について、情報提供させていただくとともに、いざという時に備えて、３つの「あんしん」について御理解・御協力をお願いいたします。１　３つのあんしん（「予防救急の取組」と「救急車の適正利用」）（１）　しっかり備える

|  |
| --- |
| 各種ガイド |
| YouTube「小児救急対応ガイド」（熱性けいれん編） |
| よこはま防災eパーク |
| 横浜市けがの予防対策 |

（２）　迷ったら相談

|  |
| --- |
| 相談先 |
| 救急安心センター事業（＃7119） |
| 横浜市救急受診ガイド（パソコン・スマートフォンから） |

（３）　こんな時は119　※通報時は、救急車の向かう住所から伝えましょう。　　ア 意識の障害　　イ　けいれん　　ウ　飲み込み　　エ　けが・やけど |
| 【問合せ先】西消防署総務・予防課予防係（予防担当）電話／ＦＡＸ：313-0119e-mail：sy-nishiyobou@city.yokohama.lg.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

４　子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」web版のリリースに

ついて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・こども青少年局企画調整課） |
| （議題４の資料参照） |  |
| 横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続や情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（ＷＥＢ版）を７月１日にリリースしました。　　 現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。２　「パマトコ」の概要について　　⑴　公開日令和６年７月１日　⑵　利用対象者横浜市で子育て中の方、子育て予定の方　⑶　機能概要　　 ア　オンライン申請イ　イベント・お役立ち情報の発信ウ 子育てに役立つ施設情報の検索エ 電子母子健康手帳⑷　意見募集について第1次意見募集期間：７月１日（月）～９月30日（月）まで⑸　今後の展開について皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。　　　 アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続や機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期（小～中学校）まで拡大していきます。 |
| 【問合せ先】こども青少年局企画調整課電話：671-4281／ＦＡＸ：663-8061e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp |

５　老人クラブ「未設置地域」の解消について

　　　　　 〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・高齢健康福祉課） |
| （議題５の資料参照） |  |
| 市内の老人クラブ数は、直近５年間で238クラブ減少して1,357クラブ（約15%減少）、また会員数は25,462人減少して82,511人（約24％減少）となっています。こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。2024 年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。１　未設置地域解消に向けた取組（案）（１） 既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張（２） 自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置（３） その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等） |
| 【問合せ先】公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会電話：433-1256　FAX 045-433-1257e-mail：yrouren@maple.ocn.ne.jp健康福祉局高齢健康福祉課電話：671-2406　FAX：550-3613e-mail：kf-koreikenko@city.yokohama.jp |

６　横浜市におけるシェアサイクル事業について

〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （道路局道路政策推進課） |
| （議題６の資料参照） |  |
| 横浜市では現在、シェアサイクル事業を進めており、道路や歩道等のみならず商業施設や観光施設などの民有地にも順次サイクルポートを設置しています。つきましては、自治会町内会長の皆様にも事業を周知させていただくと共に、サイクルポートの設置候補地（自治会町内会館等）がございましたら道路局までお気軽にご連絡ください。１　シェアサイクルとは　　レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。　　　現在、市内550箇所（西区内52箇所）のサイクルポートで約36,000人の皆様にご利用いただいております（令和６年４月末時点）。　２　サイクルポートの設置についてC:\Users\01111277\Desktop\コメント 2024-06-26 091629.png　　　3.6ｍ×２ｍ程度のスペースから設置でき、環境に優しい移動手段の１つとして近年全国で導入が進められています。 |
| 【問合せ先】道路局道路政策推進課電話：671-3644e-mail：do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

７　お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布につい

て　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・資源循環局街の美化推進課） |
| （議題７の資料参照） |  |
| 地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品としてトイレパックを備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。 　１　トイレパックについて配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和５年度・６年度に品質保証期間を迎えたトイレパックです。品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものではないため、お試し用としてご活用ください。２　申込可能数（１団体あたり600セットもしくは1,200セット）　　　凝固剤１袋と処理袋１袋で１セットです。600セットもしくは1,200セットどちらかを選択してお申込みください。　　　※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。　　３　申込み期間８月１日（木）～８月23日（金）　４　申込み方法　　ア　横浜市電子申請・届出システムによる申込　　イ　資源循環局街の美化推進課あてに申込書をご提出ください（FAX・郵送）　５　配布期間／配布場所 ※配送等は行いません。　　　第１回配布　９月９日（月）～９月28日（土）／資源循環局収集事務所第２回配布　11月18日（月）～12月７日（土）／資源循環局収集事務所※配布場所は決定通知を送付する際にお知らせいたします。 |
| 【問合せ先】資源循環局街の美化推進課電話：671-2555／ＦＡＸ：663-8199e-mail：sj-toilet@city.yokohama.jp  |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

８　「西区今昔かるた」伝道師養成講座の実施について

〔ポスター掲出〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （にしく市民活動支援センター「にしとも広場」） |
| （議題８の資料参照） |  |
| 　　西区の「今」と「昔」を感じながら街の歴史を学ぶことができる「西区今昔かるた」。このかるたを使ったイベントを企画・運営するためのノウハウを学ぶ『「西区今昔かるた」伝道師養成講座』を開催しますので、受講者募集の広報周知について、ご協力をお願いします。１　講座の内容（４回連続）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 日時 | 会場 | 内容 |
| 第１回 | 令和６年９月20日（金）10：00～12：00 | 西区役所１階にしく市民活動支援センター「にしとも広場」 | かるたで西区を語り合おう |
| 第２回 | 令和６年10月18日（金）10：00～12：00 | かるたを120％活用しよう |
| 第３回 | 令和６年11月15日（金）10：00～12：00 | オリジナルイベントを考えよう |
| 第４回 | 令和７年１月18日（土）（時間調整中） | 西前小学校コミュニティハウス | かるた大会を開催しよう |

※オプション企画として「にしくシティガイドグループ」によるまち歩きを開催予定２ 申込先　　 にしく市民活動支援センター「にしとも広場」３ 申込方法（１） 申込みフォーム　（２）メール　（３）電話　（４）FAX　（５）窓口に来所４ 申込期限　　 ９月５日（木）　17：００まで５ ポスター掲出期間　　 ８月１日（木）～９月５日（木） |
| 【問合せ先】にしく市民活動支援センター「にしとも広場」電話／ＦＡＸ：620-6624e-mail：ni-shiencenter@star.ocn.ne.jp |
| 【７月下旬にポスターを自治会・町内会長あて送付します。】 |

９　令和６年度共同募金「にしくだより」配布及び募金資材の

必要数の確認について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （西区社会福祉協議会） |
| （議題９の資料参照） |  |
| １０月１日（火）から始まる共同募金運動の実施にあたり、共同募金の主旨や寄付金配分使途についてお知らせします。つきましては募金運動への理解と協力を呼び掛けるために広報紙「にしくだより」を発行しますので、配布への協力をお願いするとともに、各自治会町内会での戸別募金資材の必要数のご確認をお願いいたします。１　広報紙「にしくだより」について（１）　配布時期広報よこはま西区版と同時期（８月下旬）（２）　配布先広報配布責任者宅に送付いたします。２　募金資材の必要数について（１）　回答方法別紙「共同募金運動資材送付先及び資材数確認票」をご確認のうえ、変更がある場合のみ、同封の返信用封筒をご活用いただき、ご回答をお願いいたします。（２）　提出期限８月９日（金） ※期限を過ぎても返送が無い場合は、昨年度配布数を区連会配送ルート便にてお届けいたします。（３）　募金資材赤い羽根、共同募金リーフレット、戸別募金用封筒　等※募金のご依頼については、９月に改めてさせていただきます。 |
| 【問合せ先】神奈川県共同募金会横浜市西区支会　（事務局：西区社会福祉協議会）電話：450-5005／ＦＡＸ：451-3131e-mail：info@yoko-nishishakyp.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

10　第４期にこまちプラン「地区別計画」の振返り、及び

令和６年度「にこまちフォーラム」の開催について 〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題10の資料参照） |  |
| １　第４期にこまちプラン「地区別計画」の振返りについて(1)　第４期「にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）」は、令和３年度から令和７年度までを計画期間としています。今年度は４年目にあたり、地区別計画について、これまでの取組の振返りをお願いいたします。(2)　各地区での振返りの方法①地区懇談会等のメンバーを対象に簡単なアンケートを行った上で、②アンケート結果をもとに地区懇談会等で話し合う、の２本立てを標準として、進めいくことを想定しています。(3)　アンケートや地区懇談会の事務区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザによる地区支援チームがしっかりサポートいたします。※第５期計画の策定作業は、次年度（令和７年度）に行います。２　令和６年度「にこまちフォーラム」の開催について(1)　開催日時／場所令和７年２月15日（土）／西公会堂(2)　開催概要（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 第一部 | 各地区の第４期計画の振返りの発表 |
| 第二部 | 地域福祉の視点から考える防災講演会（※） |

　（※）講師：一般社団法人減災ラボ　代表理事　鈴木　光　氏全国各地の地域住民、学校、企業、自治体職員等に、コンサルティング等を実施。地域の災害リスクの理解を深める減災教育プログラムを考案し、学校防災教育、自主防災活動等で取り入れられている。全国紙に連載がありご活躍中。今年度も多くの方にフォーラムへご参加いただきたく、よろしくお願いします。 |
| 【問合せ先】福祉保健課事業企画係（２階２４番窓口）　電話：320-8437／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-nikomachi＠city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

11　民生委員児童委員協議会機関紙「水仙」第27号につい

て　　　　　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題11の資料参照） |  |
| 日頃から住民の相談に応じ必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めていただいている西区民生委員児童委員協議会の機関紙「水仙」第27号が発行されましたので、ご一読ください。 |
| 【問合せ先】福祉保健課運営企画係（２階２４番窓口）　電話：320-8436／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-minsei＠city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に機関紙「水仙」第27号を自治会・町内会長あて送付します。】 |

12　令和６年度開始の第３期健康横浜21及び西区民の健

康課題について 　 　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題12の資料参照） |  |
| 令和６年３月末に策定した「第３期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の概要についてお伝えします。１　第３期健康横浜21の概要について横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、横浜市における総合的な健康づくりの指針として、「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、「歯科口腔保健推進計画」、「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定しました。(1) 計画期間　　　　令和６年度（2024年度）～令和17年度（2035年度）の12年間(2) 基本理念　　　　共に取り組む生涯を通じた健康づくり(3) 基本目標　　　　健康寿命の延伸　　　　※健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間　　　　　【直近値】　　男性72.60 　　【目標値】　 男性73.70以上　　　　　(R01年)　 　女性75.01　　　　（R13年）　　女性76.42以上　　　　　なお、更に計画を推進していくために、西区民の健康課題をお伝えする「データからみえる西区民の健康づくりのヒント」を作成しました。西区民は、「運動習慣」、「健診受診」を心がけている人が18区中第１位です。より健康になるために、さらに３つの生活習慣（食生活、飲酒、歯・口の健康）を見直してみましょう。 |
| 【問合せ先】福祉保健課健康づくり係（２階２5番窓口）　電話：320-8439／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-dukuri@city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

13　令和６年12月１日付欠員補充に係る民生委員・児童委

員及び主任児童委員候補者の推薦について　　　　　 〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
|  |  |
| 日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動への御理解・御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。令和６年１２月１日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充を行います。つきましては、民生委員・児童委員及び主任児童委員が欠員となっている地区におかれましては、「候補者の選出」及び「地区推薦準備会の開催」に御協力いただきますようお願いいたします。１ 依頼事項（候補者がいらっしゃる場合）(１) 地区推薦準備会を開催いただきますようお願いします。（２） 申請期限／申請先９月20日（金）までに、福祉保健課へ書類をご提出ください。※詳細については、欠員地区の自治会町内会長（主任児童委員については地区連合町内会長）へ個別にご案内します。 |
| 【問合せ先】福祉保健課運営企画係（２階２４番窓口）　電話：320-8436／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-minsei＠city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に依頼文を**欠員地区**の自治会・町内会長あて送付します。】 |

14　「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」によ

る民生委員・児童委員の訪問について　 　　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題14の資料参照） |  |
| 横浜市ではひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる地域づくりを目指して、平成24年度から「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を実施しています。このたび、75歳以上の方のみでお住まいのご家庭に、民生委員・児童委員等による訪問を行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。１　訪問対象者　　令和６年５月上旬時点の住民票上の情報で、次に該当するご家庭 （１）75歳以上でひとり暮らしの方（２）75歳以上の方のみでお住まいのご家庭（75歳以上の夫婦、親子、兄弟姉妹など） ※ただし、昨年度以前に対象となった方や、民生委員や地域ケアプラザ、区役所と既に関わりのある方は、今回の訪問は控えさせていただきます。　 ２　訪問期間　　　　８月から10月（予定）３　訪問する人　　 　地域を担当する民生委員・児童委員お会いできなかった方には、訪問期間終了後、地域ケアプラザや西区役所の職員が訪問させていただく場合があります。 |
| 【問合せ先】福祉保健課運営企画係（２階２４番窓口）　電話：320-8436／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-minsei＠city.yokohama.jp |
| 【７月下旬にお知らせ文を自治会・町内会長あて送付します。】 |

15　令和６年度「あんしんカード」の自治会・町内会への配布

及び更新について 　　 　　 〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題15の資料参照） |  |
| 西区では、災害時に備え、多くの自治会・町内会で「あんしんカード」をご活用いただき、日頃から地域における「顔の見える関係づくり」を進めていただいております。今年度も「あんしんカード」等を配布しますので、申込方法等について御案内します。「あんしんカード」の対象者増や対象者の情報は、変化が生じることも考えられるため、定期的に更新をお願いします。（１）　申込方法７月下旬に申込用紙を各自治会・町内会長あて配送します。自治会・町内会ごとに、別紙申込書にカード等の必要数、お渡し方法などをご記入のうえ、福祉保健課に、ファックス等でお申し込みください。（２）　お渡しの時期申込後随時、お渡しします。（３）　申込先　　　　　福祉保健課（２階２4番窓口）　　　　　電話：３２０―８４３７／ＦＡＸ：324-3703　　　　　e-mail：ni-nikomachi@city.yokohama.jp |
| 【問合せ先】上記「申込先」と同じ |
| 【７月下旬に資料と申込用紙を自治会・町内会長あて送付します。】 |

16　令和６年度　「災害時要援護者名簿」　の活用について

〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （福祉保健課） |
| （議題16の資料参照） |  |
| 災害時にも活きる「顔の見える関係づくり」の一層の推進のため、災害時要援護者名簿の活用についてご検討をお願いします。１ 行政の提供する「災害時要援護者名簿」の活用について地域には高齢者や障害者など、災害時に特に支援を必要とする方々（災害時要援護者）がいます。自治会・町内会の皆様には、「あんしんカード」の配布や「ふれあい会」などの活動を通じ、地域で要援護者を把握し、災害時にもいきる「顔の見える関係づくり」の推進をお願いしておりますが、発災時の安否確認の体制づくりなどの取り組みをより一層進めるために、行政の提供する災害時要援護者名簿のご活用をご検討頂ければ幸いです。２　行政の提供する「災害時要援護者名簿」活用までの流れについて※時期は目安

|  |  |
| --- | --- |
| １１月３０日まで | 各自治会町内会から区役所に相談・調整 |
| １２月 | 協定の締結 |
| １２月～２月 | 個人情報の保護に関する研修を受講 |
|  | 名簿掲載対象者の意思確認、名簿の作成 |
| ２月～３月 | 名簿の提供 |

※名簿の活用にあたっては、各自治会・町内会と区で協定の締結、個人情報の取扱について研修を受講いただきます。 |
| 【問合せ先】福祉保健課事業企画係（２階２４番窓口）　電話：320-8437／ＦＡＸ：324-3703e-mail：ni-nikomachi＠city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

17　令和６年度 個別避難計画の取組について

　　　　　 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・健康福祉局福祉保健課） |
| （議題17の資料参照） |  |
| １　個別避難計画とは災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。 令和３年５月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。２　令和６年度の取組令和５年度は一部の地区で個別避難計画の作成を進めましたが、令和６年度より対象区を18区に拡大し、個別避難計画の作成を進めることになりました。つきましては、個別避難計画の作成にあたり、対象者に個別計画作成に伴う同意確認書を郵送します。対象者から相談があった場合は、同意確認書の問合せ先（公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会(連絡先：045-514-3152)）をご案内いただきますよう、お願いいたします。　（１） 作成対象者　 ア　洪水浸水想定区域（想定最大規模） または 即時避難指示対象区域に居住する方イ　要介護３、４、５いずれかの認定を受けている方 または 身体障害者手帳が交付され、障害程度級が１級である方　　以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、* 独居等で支援者がいない方
* お一人で避難所等に移動することが困難な方

　　等の計画作成（早期着手）の優先度が高い方から計画作成に着手します。　（２）　作成方法　　　　 対象者を支援するケアマネージャー等（福祉専門職）の協力により、作成を進めます。 |
| 【問合せ先】高齢・障害支援課（２階２3番窓口）　電話：320-8493／ＦＡＸ：290-3422 |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

18　GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示につ

いて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〔ポスター掲出〕

|  |
| --- |
| （市連会・脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課） |
| （議題18の資料参照） |  |
| ４月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（２０２７年国際園芸博覧会）Ａ４広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。 掲示期間を６月末までとしていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。　１　広報チラシの掲示期間等(1) 広報チラシの到着後、２か月程度（９月末まで）を目安に掲示をお願いします。 (2) 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。 (3) チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、 その際は、区政推進課あて御相談ください。 (4) 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。 |
| 【問合せ先】脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課電話：671-4627　ＦＡＸ：212-1223e-mail：da-greenexpo-ｐｒ@city.yokohama.jp |
| 【７月下旬にポスターを自治会・町内会長あて送付します。】 |

19　「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定

及び応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について 〔お知らせ〕

|  |
| --- |
| （市連会・脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課） |
| （議題19の資料参照） |  |
| ６月22日に実施した「GREEN×EXPO 2027開催1000日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。 また、GREEN×EXPO 2027の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。　１　公式マスコットキャラクターの名前決定について　　　名前 「トゥンクトゥンク」　２　「GREEN×EXPO 2027」応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について (1)　対象となる活動 ア GREEN×EXPO 2027に繋がる花緑や環境に関する活動。 イ GREEN×EXPO 2027の機運醸成に資するＰＲや応援の活動。 (2)　対象者 市民（個人、団体、教育機関など） （３）　使用範囲承認された活動において ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど） ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など） ※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。　 （４）　お申込み等　　　　　ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。 申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページをご確認ください。 |
| 【問合せ先】【公式マスコットキャラクターについて】（公社）２０２７年国際園芸博覧会協会 広報課　電話：307-2031e-mail：koho@expo2027yokohama.or.jp【「GREEN×EXPO 2027」応援メッセージ付き公式ロゴマークについて】（公社）２０２７年国際園芸博覧会協会 会場運営課　電話：307-2070e-mail：mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

20　デジタルプラットフォームを活用した意見募集への協力

について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　〔依頼〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （区政推進課） |
| （議題20の資料参照） |  |
| 昨年度、西、保土ケ谷、金沢、瀬谷のモデル４区で先行実施した、インターネット上で区民の皆様にご意見を寄せてもらい、政策づくりに生かすためのツールであるデジタルプラットフォームを活用した意見募集を、今年度は全区において実施します。つきましては、意見募集について御協力をお願いします。１ 意見募集の実施概要(1) 使用するプラットフォームPolimill 株式会社「Surfvote（サーフボート）」(2) 実施期間７月11日（木）～７月31日（水）(3) 意見募集テーマ〇メインテーマ「西区をこんなまちにしたい」といった、西区に関する意見〇サブテーマ2027年３月から横浜で開催される「GREEN×EXPO 2027」でも市内外から多くの来街者を迎えるため、横浜の玄関口である横浜駅とその周辺をきれいに保ち、心地の良い空間であり続けるために、どのような取組を行ったらいいか（美化・環境改善） |
| 【問合せ先】区政推進課（４階49番窓口）　電話：320-8327／ＦＡＸ：314-8894 |
|  |

21　令和６年度西区地域づくり大学校の受講生募集につい

て　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （区政推進課） |
| （議題21の資料参照） |  |
| 令和６年度の西区地域づくり大学校について、10月27日（日）を第１講に、4回講座で開催いたします。本年度も、地区社協の方々にオブザーバーとしてご協力をいただき、受講生の活動がより地域に根差したものとなるよう講義・ワーク等を行います。１　対象西区で、地域とつながって活動を始めたい方、地域で仲間をつくりたい方、自分ができることを見つけたい方２　日時第１講　10月27日（日） 　9：30～12：30　講義・ワーク　（会場：西区役所）第2講　11月１６日（土）　13：00～16：00　西区の施設・活動場所見学ツアー第３講　１2月 8日（日）　10：00～16：00　講義・ワーク　（会場：西区役所）第４講　　1月１1日（土）**※**　9：30～12：30　発表・修了式　（会場：西区役所）〔第３講・第４講の講師は宇都宮大学教授　石井大一朗氏です〕**※6月区連会で第４講の日程を誤って記載しておりました。以上の通り訂正いたします。**3　申込期間令和６年８月19日（月）～令和６年９月30日（月）４　申込方法　　 インターネットの場合：にしとも広場ホームページの応募フォームより申込郵送・FAX・メール・持参の場合：パンフレットの申込事項を記載し申込 ５　申込先にしく市民活動支援センター“にしとも広場”電話/FAX 620-6624e-mail:ni-shiencenter@star.ocn.ne.jp６　定員15名７ 受講料　無料 |
| 【問合せ先】区政推進課地域力推進担当（４階49番窓口）　電話：320-8319／ＦＡＸ：314-8894e-mail：ni-chiikiryoku@city.yokohama.jp  |
| 【７月下旬にパンフレットを自治会・町内会長あて送付します。】 |

22　自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延

長について 〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・市民局地域活動推進課） |
| （議題22の資料参照） |  |
| 　　　令和６年３月から申請受付を開始した、省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、より多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。1　申請期限の延長について　　【変更前】９月30日（月）　→　【変更後】10月31日（木）　　 ※整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）まで　　　　遅れそうな場合は別途ご相談ください。　　 ※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。　　　 申請から交付決定までにお時間をいただきますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。（参考）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要C:\Users\01111277\Desktop\コメント 2024-07-04 132325.png |
| 【問合せ先】地域振興課（４階47番窓口）　電話：320-8386／ＦＡＸ：322-5063e-mail：ni-chiikishinko@city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

23　「こども・安全安心マップ」の公開について

〔お知らせ〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （市連会・市民局地域防犯支援課） |
| （議題23の資料参照） |  |
| 子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和５年３月に公開しています。今回、このマップに防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の防犯活動や交通安全活動にご活用ください。　１　「こども・安全安心マップ」の特徴（１）　市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を確認できます。（２）　地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。（３）　声かけ・不審者情報は、過去１年間の発生概要を町名単位で確認できます。　（参考）「こども・安全安心マップ」に掲載される情報について〇 交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ（2019年～2023年までの５年間）をもとに作成しています。〇 防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルくん子ども安全メール(2023 年)をもとに作成しています。 |
| 【問合せ先】市民局地域防犯支援課電話：671-3705／FAX：664-0734e-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp |
| 【７月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 |

25　第58回「西区虫の音を聞く会」に伴う協力金の納入

及びポスター掲出について 〔依頼・ポスター掲出〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （ふるさと西区推進委員会） |
| （議題25の資料参照） |  |
| 「西区虫の音を聞く会」は、多くの皆様のご尽力により、今年で第58回を迎え、西区の夏の風物詩として区民の方々に親しまれております。今年は、区制80周年を記念し、長年にわたり交流のある彦根市から鉄砲隊をお招きし、迫力ある演武を披露していただきます。この開催に伴い、協力金の納入及びポスター掲出について御協力をお願いします。1　区連会及び各地区連あて協力金の納入について(1） 協力金区連会：１５万円、第一地区：10万円、第一地区を除く各地区：１万円(2）　納入方法８月9日（金）までに、事務局へ持込、または、指定金融機関（ゆうちょ銀行）へお振り込みください。※各地区連長あての依頼文は、今回（区連会７月定例会）の資料に同封しています。　 ２　自治会町内会長あてポスターの掲出について開催案内のポスター（Ａ4）を掲示板へ掲出願います。<ポスター掲出期間>８月１日（木）～８月2４日（土）　　参考：第58回「西区虫の音を聞く会」

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | ８月24日（土）　１６時40分～１９時３０分　※雨天中止 |
| 場所 | 掃部山公園（西区紅葉ケ丘57） |
| 内容 | 彦根鉄砲隊演武、ぼんぼり・万灯の点灯、野点、琴・尺八の演奏、模擬店、鈴虫の販売　など |

 |
| 【問合せ先】地域振興課（４階47番窓口）　電話：320-8387／ＦＡＸ：322-5063e-mail：ni-hurusato＠city.yokohama.jp  |
| 【７月下旬にポスターを自治会・町内会長あて送付します。】 |

26　西区ぱくぱく＆てくてくスタンプラリーの開催について

〔ポスター掲出〕

|  |  |
| --- | --- |
|  | （地域振興課） |
| （議題26の資料参照） |  |
| 毎年ご好評をいただいている商店街スタンプラリーについて、今年は西区制80周年を記念して、「横浜西区LOVEWalker」掲載店舗を一部対象店舗に加え、「西区ぱくぱく＆てくてくスタンプラリー」として開催します。スタンプを集めると、ホテルの食事券や区内で使える商品券のほか、さまざまなグッズなど、素敵な景品が当たる抽選にご応募いただけます。商店街及び個店の魅力をお楽しみいただきながら、ぜひご参加ください。1 開催期間　　 ８月19日（月）　～　９月30日（月）2 参加方法スタンプラリー対象店舗にて１回500円以上の買い物や食事をし、スタンプをもらって応募すると、抽選で景品が当たります。　　 ※対象店舗は、スタンプラリー冊子やデジタルスタンプラリーの画面、ホームページにてご確認ください。3　景品応募締切　　 10月７日（月）４　ポスター掲出期間７月25日（木）～９月30日（月） |
| 【問合せ先】地域振興課（４階47番窓口）　電話：320-8386／ＦＡＸ：322-5063e-mail：ni-chiikishinko@city.yokohama.jp |
| 【７月下旬にポスターを自治会・町内会長あて送付します。】 |